

4. 学習圏設定と施設配置

(1) 基本的な考え方

公立図書館の設置に当たっては、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号）」において、『サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案』することとあり、平成 15 年 6 月 6 日改正の「公民館の設置及び運営に関する基準（文部科学省告示第 112 号）」の（対象区域）においても、『人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案』するとあることから、市域狭隘な上に住宅が密集し、人口密度の高い本市の実情を十分考慮し、本市独自の基準を設ける必要がある。

そこで、本計画においては新たに次のような視点に基づいて本市の社会教育施設を配置し、社会教育施策・事業を展開する。

- 1) 地域住民が、毎日の生活や仕事を継続しながら、学習活動に参加したり、必要な学習サービスを気軽に利用できる基盤を、日常の生活圏内に整備する。
- 2) 生涯学習に必要なすべての資源を身近に整備することは、現実的に不可能であるので、日常の生活圏を基礎として整備すると同時に、それを同心円的に拡大した中核・広域の学習圏を設定して、それらの連携協力により、生涯学習の条件整備を行う。

このような前提のもと、学習圏を 3 段階の階層構造として設定し、それぞれの学習圏における学習拠点施設の整備と相互のネットワーク化を図る。

※ ここでの「生活圏」とは、人が社会的存在として行動する範囲・地域を指し、日常生活とその延長（遠出しないう暇や娯楽など）を営む空間である。重要な要素として、他人との係わりが含まれる。ドイツの地理学者・フリードリヒ・ラッツェルが提唱した概念。

(2) 学習圏の設定

1) 学習圏とネットワーク

ここでいう、「学習圏」とは、「市民の学習ニーズや学習課題等に対応していく学習活動の地域領域を示す単位」である。市民の生活行動範囲を基本として、「基礎的学習圏(コミュニティ学習圏)」、「中核的学習圏(ブロック学習圏)」、「全市的学習圏(広域的専門学習圏)」の 3 段階に学習圏を設定する。また、それぞれの学習圏がネットワークし、機能を補完し合うものである。

①基礎的学習圏(コミュニティ学習圏)

近隣住民の気軽に身近な学習の場であり、概ね小学校区を単位とし、本市域の中で、その基盤をなす学習圏である。この学習圏の学習拠点施設としては、小中学校の学校開放と地域学校連携施設の利用や自治公民館や自治会集会所等の施設が考えられる。

利用者	当該小学校区内の子ども会、婦人会、老人会、自治会、通り会、PTA、PTCA*、当該地域に在住・在勤の人々によるグループ等
-----	--

* PTCAとは、PTAに地域住民（Community）が加わった「親と教師と地域住民による組織」

活動内容	地域の日常の課題の話し合いや多種多様な学習活動、地域活動等
施設の役割	・スペースの提供が主

②中核的学習圏(ブロック学習圏)

この学習圏は、地域ブロック*を単位とし、地域ブロックにおける生活課題や市民モラルの啓発、趣味、健康、体力づくり、芸術文化の振興等の課題にかかわる学習圏である。

基礎的学習圏における学習援助の補充・拡充を行うとともに、一方で全市的な学習圏を支えるといった学習体系の中では中核的な役割を果たす学習圏である。

この学習圏の学習拠点施設としては、市立の公民館や図書館分館等が考えられ、各種の学習機会の提供、学習情報の提供・相談事業、指導者の確保、小中学校の学校開放や自治公民館等の公民館の類似施設等との連携を行う。

利用者	市在住在勤の人々
活動内容	多種多様な学習活動
施設の役割	・講座・学級の開設等学習機会の提供、学習情報の提供相談事業及びスペースの提供等 ・基礎的学習圏施設間の連絡調整、移動講座の実施、図書の団体貸し出し等、基礎的学習圏施設で行われる活動の援助

③全市的学習圏(広域的専門学習圏)

この学習圏は、基礎的学習圏や中核的学習圏において充足しにくい、より専門的な学習内容や学習課題等に対応するものであり、市全体の地域課題を含んだ、より広域な学習課題、あるいは、他の学習圏ではプログラム化しにくい学習課題について、より高度な学習機会を提供するとともに、学習情報提供・相談業務、指導者研修、調査・研究及び各中核的学習圏施設間の連絡調整等の援助を行う。

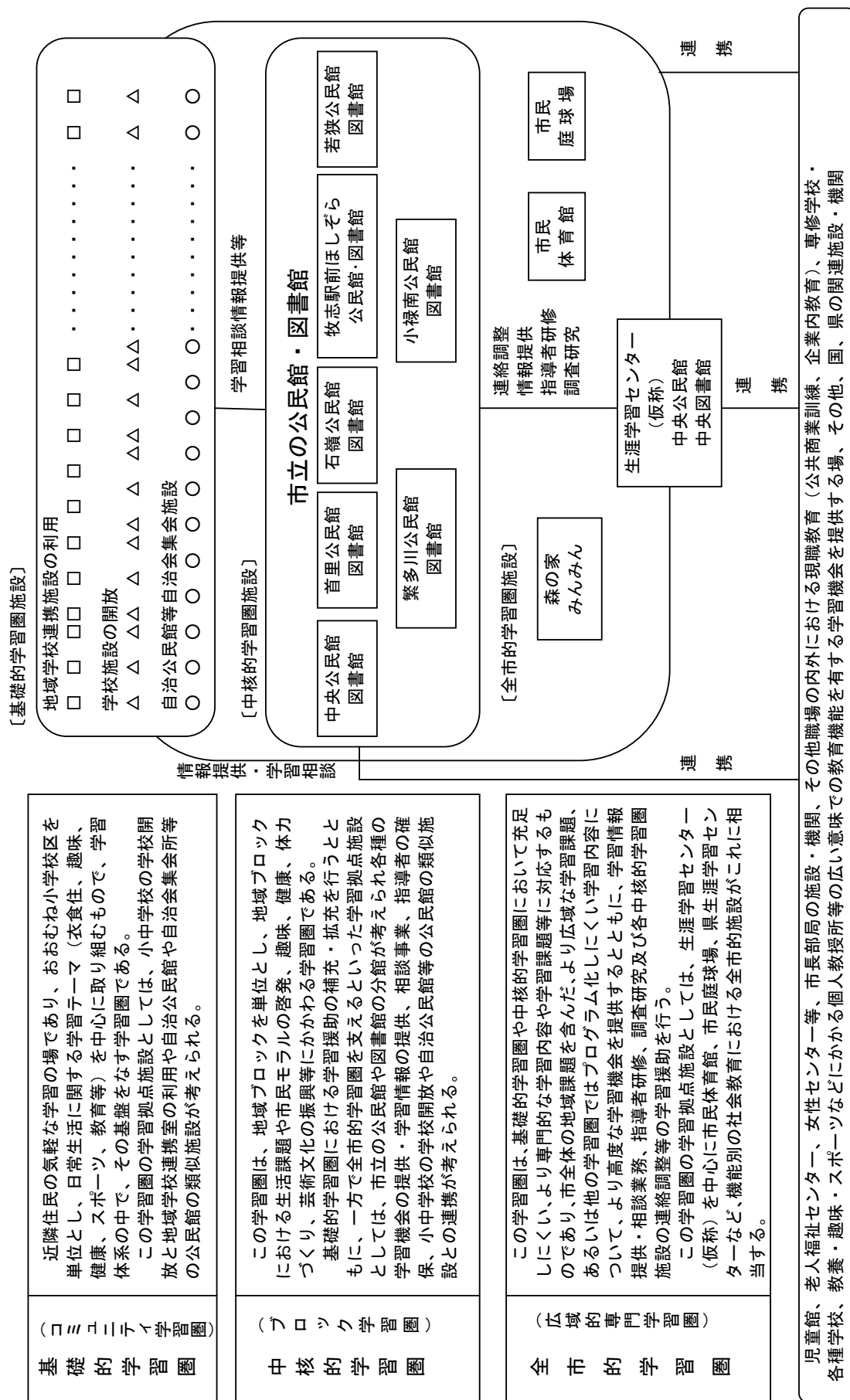
この学習圏の学習拠点施設としては、第3章で記述する生涯学習センター（仮称）や森の家みんな、各種博物館、市民体育館、市民庭球場など、機能別の社会教育における全市的施設がこれに相当する。

利用者	市在住在勤の人々
活動内容	多種多様で、より専門的な学習活動
施設の役割	・他の学習圏ではプログラム化しにくい学習内容のより高度な学習機会の提供、学習情報の収集・提供・相談、指導者の養成・派遣の他スペースの提供 ・中核的学習圏施設間の連絡調整、中核的学習圏施設間で行われる事業の援助等

(図3.学習圏と社会教育関連施設のネットワーク参照)

*マスタープランの地域を基に、面積、人口、生活圏、交通網、地形等を考慮し、区分したブロック

図3. 学歴圏と社会教育関連施設のネットワーク



2) 本市における中核的学習圏の設定

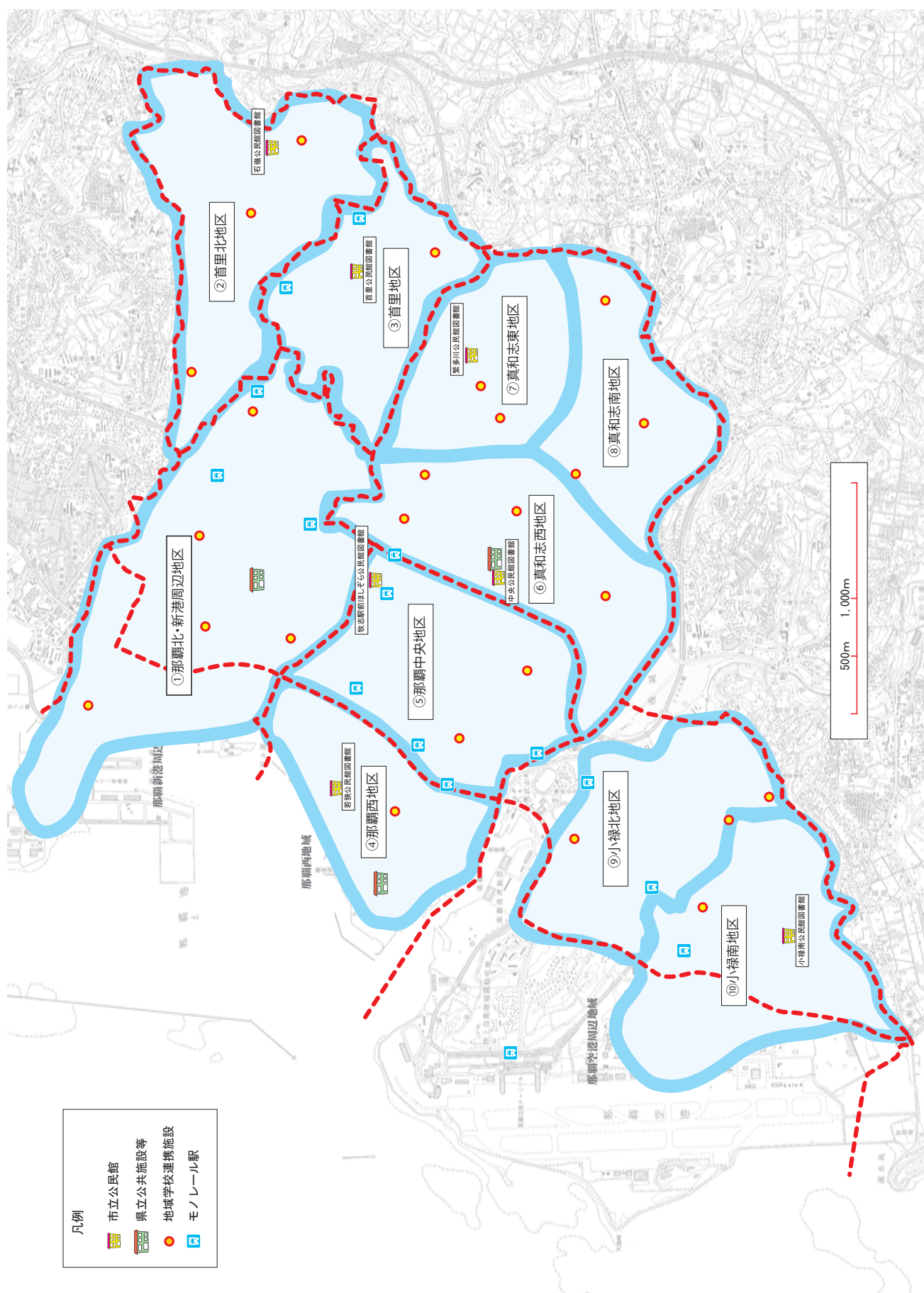
各地域の現況と特性に基づき、社会教育施設整備の基準となる学習圏（中核的学習圏）を次のとおり設定する。

- ①那覇新港周辺地域及び那覇北地域は、天久新都心の開発、交通網の整備により、相互の接近性が高く、相互に人の流れを創出しており、人口・生活圏などから、この2地域をひとつの中核的学習圏として位置づけることとする。
- ②真和志地域は地形的に複雑で、他地域に比べて面積が広く、人口も多いため、真地、繁多川から識名・長田にかけての高台にあたる東部地区、大道から古波蔵にかけての西部地区、南風原町境、豊見城市境にかけての仲井真・国場を含む南部地区と地区を大きく3つに分け、それぞれを中核的学習圏として設定する。
- ③那覇空港周辺地域及び小禄地域は、小禄南公民館・図書館のある南部と奥武山公園側の北部の2つの中核的学習圏に分けて学習圏を設定する。
- ④その他、首里北地域、那覇西地域、那覇中央地域、首里地域は、人口、関連施設の配置状況、生活圏などを勘案して、それぞれひとつの中核的学習圏として位置づけることとする。

（図4.中核的学習圏設定図参照）

※ここで設定した学習圏は、全市を中核的学習圏の考えに沿って区分けするためのものであり、必ずしも圏域の中心に公民館・図書館等が配置されている訳ではない。また、各地区公民館を利用する者を各学習圏内に在住・在勤の者に限定するものではなく、利用者は用途に合わせ各公民館を利用することができるものである。

(图 4.中核的学习圈設定図)



(3) 各学習圏の施設配置方針

各段階の学習圏について、今後の社会教育施設の配置方針をまとめると次のようになる。

1) 基礎的学習圏の施設配置

本市においては、学校と地域の連携を促進することを目的に地域学校連携施設の整備を学校の増改築に併せて行っており、これまでに 25 校に設置している。

「那覇市教育振興基本計画（平成 23 年 10 月策定）」や「那覇市生涯学習推進計画（平成 25 年 3 月策定）」においては、生涯学習活動の拠点として地域学校連携施設の利用促進を図っていくとしており、学校区域を拠点としてコミュニティづくりにも大きな役割を果たすものと思われ、今後も学校の増改築の際、併せて地域学校連携施設の整備に努めることとする。

基礎的学習圏においては今後も学校体育施設の開放や地域学校連携施設の活用の促進、自治会等との連携を図りながら、充実を図ることが重要である。

2) 中核的学習圏の施設配置

先に示した中核的学習圏において、各地域の生涯学習の拠点となる施設を配置するものとし、今後、未整備な中核的学習圏において、公立公民館・図書館の整備が求められる。

3) 全市的学習圏の施設配置

全市的学習圏において、生涯学習に関する情報の収集・蓄積と提供及び調査・研究と学習プログラムの開発等を推進する広域生涯学習センター的な機能を持つ社会教育拠点施設が求められる。

5. 今後の社会教育施設整備について

前項までの内容を基に今後の社会教育施設整備方針を以下のようにまとめる。

- 那覇新港周辺地域、那覇北地域を併せた中核的学習圏において公民館・図書館を建設することが望ましい。
- 真和志地域の南地区の中核的学習圏では仲井真、国場地区をカバーする公民館・図書館を建設することが望ましい。
- 小禄南公民館・図書館は小禄地区の南側に寄っているので、地区の北側からのアクセスが困難な状況にあり地区の北側をカバーする公民館・図書館を建設することが望ましい。
- 老朽化している中央公民館・図書館を生涯学習センター的機能を有する社会教育拠点施設として、市域の中心部に建設することが望ましい。

第3章 人材育成拠点施設整備基本構想

近年、生涯学習を取り巻く環境が大きく変化している。

一つは市民活動の活発化・多様化であり、NPO等を通じて市民の社会参加意欲や団塊世代を中心とするシニア層の生涯学習への意欲、また、ビジネスパーソンの資格取得、起業・創業など、スキルアップや自己実現への意欲が高まっていることが挙げられる。

二つ目に、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）の高度化である。インターネットの普及により、個人が学習環境で取得できる情報量が格段に増え、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による情報の発信、共有が容易になり、利用者はコミュニケーションの形を多様化させ、新たなコミュニティの形成が可能になっている。一方、サービスを利用できる環境にいない者との大きな情報格差が懸念されるようになっている。

三つ目に、平成25年度から那覇市が中核市へ移行したことにより、様々な事務処理の権限が市に移譲され、スピーディーな市民サービスの提供や独自のまちづくりの展開が期待されるようになった。さらに、教職員の初任者研修や10年経験者研修等を実施する等の新たな役割を果たす必要が生まれている。

本章ではこれら社会環境の変化を踏まえ、「生涯学習センター（仮称）建設基本構想」作成後の経緯及び「那覇市立教育研究所」「那覇市教育相談施設」の現状を把握し、全市的な教育環境の整備を図るとともに、生涯学習のまち、協働のまちづくりの担い手として、ネットワーク機能を果たすべく、人材育成に資する拠点施設（以下「人材育成拠点施設」という。）の整備のあり方について基本構想を策定する。

1. 那覇市生涯学習センター(仮称)整備基本構想

本市では、平成7年11月に「那覇市生涯学習センター（仮称）建設基本構想検討委員会」を設置し、平成8年3月に「那覇市生涯学習センター（仮称）建設基本構想」を作成した経緯がある。当時の構想では、中央公民館、中央図書館、視聴覚センターの複合施設として生涯学習センターを建設し、各施設を有機的に連携・機能させる構想であった。しかし、近年の急速な少子高齢化やインターネットの普及等に伴い、生涯学習の拠点施設に求められる役割も変化してきている。

このような状況を踏まえ、那覇市生涯学習センター（仮称）建設基本構想を見直し、新たな那覇市生涯学習センター（仮称）（以下「生涯学習センター」という。）の整備基本構想として取りまとめるものである。

（１）生涯学習センター設置の目的

生涯学習センターは第2章で設定した全市的学習圏の拠点施設として整備し、本市の生涯学習推進の基本理念である「子どもが輝き市民が楽しく暮らせる生涯学習のまち」の実現をめざす。

（２）生涯学習センターの役割

1) 市民の学習活動の拠点施設

生涯学習センターは、生涯学習の拠点として、様々な学習機会・学習情報の提供、学習に関する相談、さらに、人材育成、調査研究、生涯学習関連施設間の連絡調整を通して、より充実した市民の学びを支える役割を担う。

2) 社会教育施設及び生涯学習関連施設のネットワーク化

本市には、公民館・図書館・博物館等の社会教育施設をはじめ、学校、教育委員会及び市長部局の生涯学習関係部局・関連施設、民間のカルチャーセンター・スポーツ施設など、多種多様な学習支援施設、機関があり、それぞれに多様な活動を展開している。

生涯学習センターは生涯学習ネットワークの核として、社会教育施設及び生涯学習関連施設間の連携・協力を促進し、市民の様々な活動をつなぎ、より豊かな市民活動の創造、地域の活性化を図る役割を担う。

（３）生涯学習センターの機能

生涯学習センターは、中央公民館、中央図書館の複合施設であり、さらに、2施設が有機的に連携し、「生涯学習センター」として機能するように、次のような諸機能を持つことが期待される。

1) 学習機会提供機能

- ・全市的事業と地区をカバーする事業の企画実施
- ・地域の実情、学習ニーズ及び地域課題に応える各種学級講座の開設
- ・関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催による多様な学習機会の

提供

- ・市民が一人でも、またはグループでも利用できる学習空間を提供し、市民が気楽にくつろぎ、学習できるような場の創出
- ・図書館資料を快適に閲覧できる環境の創出

2) 学習の情報収集・蓄積・提供機能

- ・学習情報提供システムサービスの中核として、各生涯学習関係部局及び生涯学習関連施設・機関が有する学習情報の体系化および市民への提供
- ・紙媒体や ICT の活用等、利便性の高い情報提供
- ・利用者の多様な資料要求に的確に応える貸出・予約・複写サービスの充実
- ・郷土資料の充実を図ることによる伝統文化の振興
- ・行政資料（各種統計や報告書等）の充実を図ることによる市民と行政の協働支援

3) 調査・研究と学習プログラムの開発機能

- ・地域課題の解決に向けて、生涯学習施策、事業の新たな企画実施等に必要な事項についての調査・研究
- ・生涯学習に関する評価システムの調査・研究
- ・市民の学習ニーズ及び学習課題を踏まえた学習プログラムの開発

4) 学習相談機能

- ・市民の多種多様な学習相談への迅速、かつ適切な対応
- ・ビジネス、子育て、介護など様々な生活課題における情報入手の支援（資料の提供・照会及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実強化）

5) 社会教育関係職員研修・地域リーダー育成支援機能

- ・生涯学習関係部局、機関、団体間をコーディネートする人材育成（研修）の定期的な開催等

6) 生涯学習ネットワークづくりとまちづくり支援機能

- ・生涯学習のまちづくりを推進していくため、社会教育施設（公民館・図書館・博物館等）をはじめ、生涯学習関連施設・機関・団体等の間のネットワークづくり（職員間の情報交換・交流のしくみづくり）の推進
- ・青少年や乳幼児とその保護者、高齢者、障がい者等、多様な利用者層に対応するための関係機関・団体と連携

7) 市民サークル活動支援・地域活動支援機能

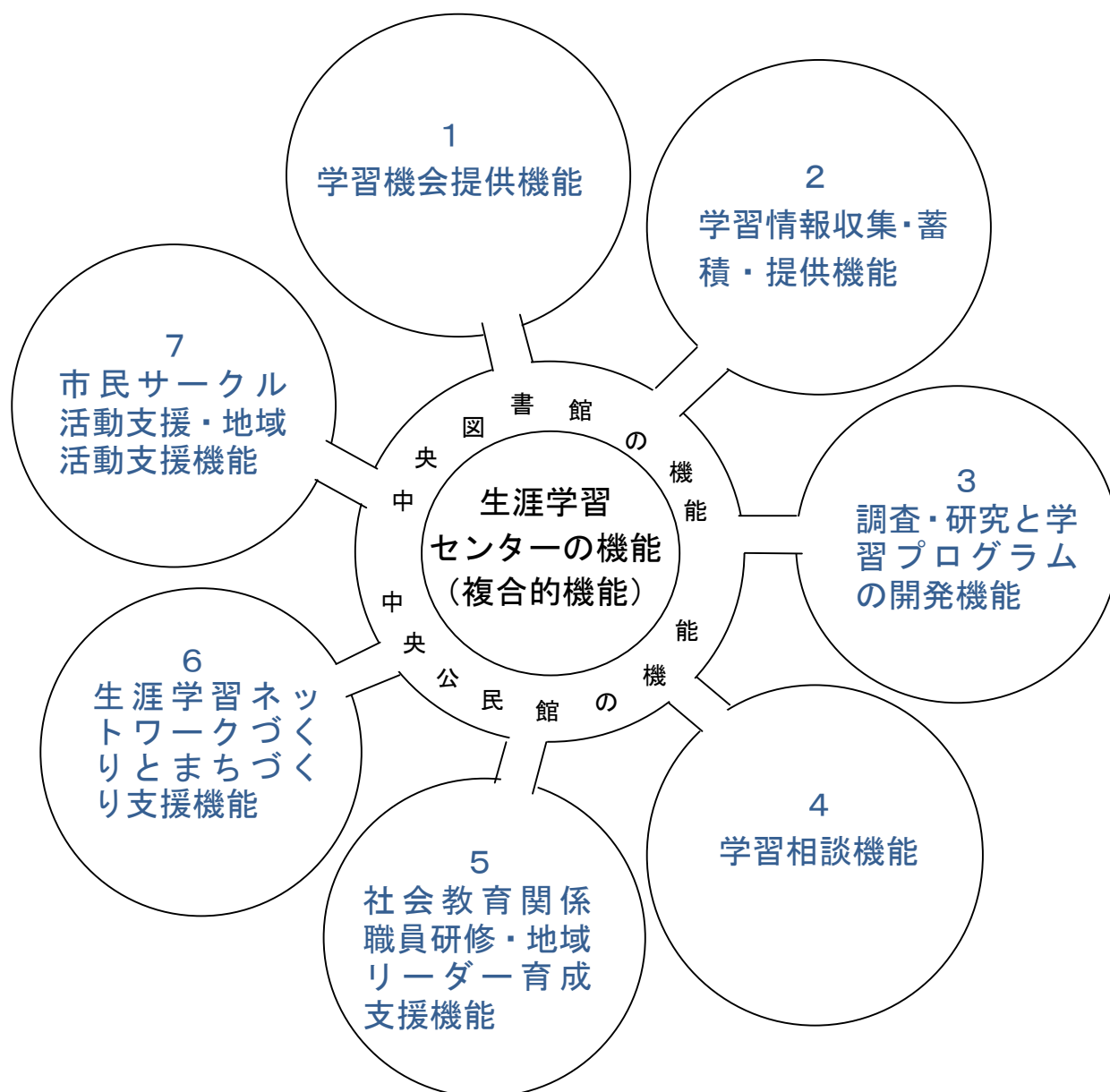
- ・社会教育関係団体（PTA、PTCA、子ども会、婦人会、青年会など）や生涯学習関係団体（NPO 団体など）間の情報交換、交流、事業の連携・協力の推進

- ・地域文庫等の団体活動の支援
- ・ボランティア活動の支援と推進

例) ボランティア活動機会や場所の提供

読み聞かせ、代読サービス等の図書館におけるボランティア活動は、市民が学習成果を活用（還元）する場であるとともに図書館サービスの充実にも資することとなる。

生涯学習センターの機能＜イメージ図＞



(4) 生涯学習センターの施設・設備

生涯学習センターの役割と機能を発揮するため、以下のような施設・設備の整備が求められる。

1) 施設・設備

【中央公民館】

「公民館の設置及び運営に関する基準（平成 15 年 6 月 6 日文部科学省告示第 112 号）」に基づき、青少年、高齢者、障がい者、乳幼児の保護者等の利用促進を図るため必要な施設及び設備を備えることが求められる。

[施設・設備等の例]

- ・会議室・講義室・談話コーナー・図書室・児童室・展示室
- ・実験実習室・ホール 等

【中央図書館】

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号）」に基づき、高齢者、障がい者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等が求められる。

[施設・設備等の例]

- ・閲覧室・書庫・郷土資料コーナー・児童室・対面朗読室・作業室
- ・学習室・集会室 等

【中央公民館・図書館共用】

資料（図書等）の閲覧等の利用者や個人・グループでの学習者に快適な環境を創出するため、設備等の設置が必要である。

[施設・設備等の例]

- ・ラウンジ・駐車場（障がい者用駐車スペース含む）・スロープ・授乳室
- ・多目的トイレ・エレベーター・点字による案内・外国人向け案内 等

(5) 生涯学習センターの組織、管理・運営

1) 組織

生涯学習センターとしての役割・機能を発揮するため、各分野の専門職（中央公民館には社会教育主事有資格者、図書館には司書有資格者）を配置し、統括的業務を担うことが求められる。

2) 管理・運営

- ①生涯学習センターの管理・運営に関して、諮問や提言等を行う機関として、那覇市生涯学習推進協議会（市長・教育委員会の諮問機関）を活用する。
- ②利用者の声を活かすアンケート等の実施や、相談できるアドバイザーを置く。
- ③施設運営に当たっては、柔軟な対応ができるよう努める。
- ④市民のニーズにあった開館日・開館時間等を設定する。

（6）関係の行政機関との協力関係

1) 生涯学習センターと生涯学習関係部局との関係、役割分担

生涯学習を推進していくには、全ての生涯学習関係部局が生涯学習センターの役割・機能等を共通理解し、連携・協力体制を整えていくことが重要である。

特に、生涯学習課と生涯学習センターとの役割分担については、十分な検討を行い、両者が緊密に連携・協力していけるよう努める必要がある。

2) 生涯学習センターと「県生涯学習推進センター」との関係

生涯学習センターと「県生涯学習推進センター」との関係については、生涯学習センターが、直接的に市民への学習機会・場所・情報等の提供や人材（コーディネーター等）育成の役割を担っているのに対し、県センターは全県的事業や生涯学習関係機関・団体への研修の開催、市町村のバックアップ事業等間接的サービスの役割を担っている。したがって、両センターは競合するものではなく、互いの持つ情報・人的ネットワークを大いに活用して緊密な連携を図り、共に豊かな生涯学習社会の実現を図るものである。

（7）学校教育と社会教育の連携・融合について

本市においては、本市教育振興基本計画に掲げる「子どもの笑顔あふれ、ゆたかな学習・文化都市」の実現に向け、「生涯学習の推進と地域の教育力の向上」を政策と位置づけ「学校と地域の連携、学校教育と社会教育の連携・融合の推進」を具体的施策として取り組んでいるところである。

また、平成20年に社会教育法が改正され、同法第3条第3項に、社会教育が学校教育との連携の確保に努め、家庭教育の向上に資するよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に努めるものとする旨と示されている。

社会教育施設（公民館、図書館）や生涯学習センターは、学校及び学校教育機関との連携・協力に向けた役割を果たすことが期待される。

2. 那覇市立教育研究所の施設整備のあり方

那覇市立教育研究所（以下、「教育研究所」という。）の設置目的は、那覇市立教育研究所設置条例第1条において、教育に関する調査・研究及び教育関係職員の研修を行うこととなっており、那覇市教育委員会の組織の一つとして、昭和34年に開所して以来、本市教職員の資質や指導力向上に資するための研究や研修等多くの事業を展開してきた。さらに、平成25年4月、本市の中核市移行に伴い沖縄県から、一部研修事務が移譲されたことにより、これまで以上に研修機能の充実が求められる。また、一方では、施設が狭隘であるなど施設面での課題を抱えていることから、教育研究所の機能、施設の現状と課題を整理し、今後の整備のあり方についてとりまとめる。

（1）教育研究所の機能

教育研究所は、広く教育に役立つことを願って、直面している課題を積極的に取り上げ、教育実践に結びついた教育活動の推進に寄与することを方針として、以下の事業を推進している。

① 調査・研究事業

児童生徒理解、学習指導法の改善等の視点から実践的・先導的な調査研究を推進する。

○各種学力調査の実施と調査結果の活用の促進

- ・標準学力調査を実施し、分析考察と効果的な学習指導法の提案
- ・沖縄県学力到達度調査の分析、報告

○那覇市の教育課題に関する調査・研究

- ・市が直面する教育課題に関する調査研究を実施し、分析、報告

② 研修・講座事業

教育の不易と流行をしっかりと見極め、バランスのとれた研修・講座を進めるとともに内容の充実を図り、教職員の資質向上及び意識改革を図る。

○中核市移行に伴う初任者研修、10年経験者研修等の法定研修の企画・運営

○市内幼稚園及び小・中学校の教職員の中から教育研究員（前期・後期）の研修を実施

○教職員の指導力や資質向上を図るための各種研修講座の開催

- ・教職員を対象に学習指導法講座、学級経営講座、ICT活用講座等を開催し、教職員の資質向上に資するとともに直面する教育課題についての研修、教育実践の充実

○各種講座の講師招聘による研修

- ・外部団体や外部人材の協力を図り、各研修講座の内容充実
- ・インストラクター派遣事業による情報教育の推進

○要請による各学校の校内研修等の支援（主事要請等）

○NARAE ネットの活用（琉球大学教育学部との連携・協力事業）

- ・琉球大学教育学部と調査研究の協力や研修講座及び学校支援に関する活動推進

③ 情報提供（教育用図書資料提供）

教職員の教育研究のための図書資料の提供及びその充実を図る。

○図書室での閲覧及び貸出

○図書・資料検索システム、搬送システム等の活用

○図書資料の収集管理（平成 25 年 3 月末現在）

・蔵書総数 36,442 冊（教育図書 15,812 冊 教育資料 20,630 冊）

・定期購読誌 9 誌

④ 学校用 PC の整備及び保守管理

小中学校における学校用 PC 等の整備及び保守・管理を行い、情報教育支援の充実を図る。

○PC 全般にわたるトラブル対応

○巡回点検（必要に応じて各小中学校の PC 教室の動作点検を行い、授業実践の支援）

⑤ 教育用（学校用）ネットワーク維持管理

小中学校における教育用（学校用）ネットワーク等の維持・管理を行い、情報教育支援の充実を図る。

○教育用（学校用）ネットワークトラブル対応

・インターネット、電話が不通の際の障害の切り分け作業及び関係機関への連絡調整

○教育用（学校用）ネットワークの整備及び維持管理

・デスクネッツ（グループウェア）及びデンプンメール（Web メール）機能の維持・管理

（２）施設の現況

教育研究所は平成 4 年 9 月に那覇市保健センターの建物（那覇市金城 3-5-3）の 2 階に移転され、下記の各室で構成されている。

○施設（広さ：1,002.74 m²、構造：鉄骨造）

・所長室 ・事務室 ・大会議室 ・中会議室 ・小会議室

・工学準備室 ・教育工学室 ・情報支援室 ・図書室

・図書整理室 ・研究員室 ・印刷室 ・倉庫 ・トイレ 等

（３）現状と課題

現在、本市の小中学校、幼稚園では、約 1,400 人の教職員が従事しており、毎年、前期後期に分け数名の教職員が教育研究所で半年間の研修を行っている。これらに加え、本市の中核市移行に伴い、これまで沖縄県が担っていた初任者研修や 10 年経験者研修等の業務が本市に委譲され、5～80 名程度が一度に参加する研修会場が必要となっているが、現在の施設では研修スぺ

ースが確保できず、外部施設の研修室を借用し業務を行っている状況である。さらに、平成 25 年度から情報の一元化に伴い学校パソコン整備事業が研究所の所管となり、それらを活用するためのデジタル教科書や電子黒板の実践的活用法を身につける実技研修、Web ページ作成やプレゼンテーション作成研修、情報教育担当者研修など、各学校の ICT 教育への対応に向けた研修用施設や設備の整備が急務となっている。また、今後、地域・保護者向け、PC 講座やネットモラル講座、親子科学教室など保護者及び地域住民等も参加できる講座開設など新たな要望も生まれている。

（４）施設整備のあり方

教育研究所の今後の施設整備のあり方のまとめとして、中核市移行による法定研修のためのスペースの整備が必要となる。こうした大規模な研修室等は他の講座や関連する施設利用者との共同利用等、有効活用を図ることが望まれる。

また、教育研究所に欠かせない役割である ICT 教育の推進やその他、新たな教育研究の推進に必要な施設や整備が求められるが、情報技術による省スペース化、最適化など、新たな技術による効率化とともに整備を検討すべきである。

さらに教育用図書資料について、専門書や資料の充実を図り、教職員のみでなく、地域住民等にも開かれた場として、他の教育機関との連携・協力を促進するなど、効率的な運用が可能な施設の整備が求められる。

3. 那覇市教育相談施設の整備のあり方

那覇市の教育相談事業は、総合青少年課から、平成 24 年 4 月 1 日の組織改編で教育相談課及び青少年育成課の 2 課に分離したことにより、現在は教育相談課の所管となっている。

ここでは、教育相談施設の機能や事業概要、また、教育相談課が現在設置されている真和志庁舎（昭和 43 年 12 月完成 築 44 年）の老朽化及び教育相談事業のより一層の充実に鑑み、今後の教育相談施設整備のあり方についてまとめる。

（１）教育相談課の使命及び方針

使命……子どもたちの精神的なケア及び相談体制の充実を図るとともに、青少年団体と連携を図り、非行の未然防止と早期発見、早期対応に努め、子どもたちが学校生活を楽しく送ることができる環境の醸成を行う。

方針……子どもへの尊重（リスペクト＝respect）、大人同士の協働（シェア＝share）、青少年への体験活動（エクスペリエンス＝experience）の提供を行う。

（２）事務分掌（※市教委の規則より抜粋）

- ・不登校等に関する調査及び研究に関すること。
- ・不登校対策に係る学校への指導、助言及び支援に関すること。
- ・適応指導教室に関すること。
- ・青少年の街頭指導に関すること。
- ・青少年の継続指導に関すること。
- ・教育相談（メンタルヘルスを含む。）に関すること。

（３）事業概要及び実績

那覇市教育委員会が掲げる「子どもたちが授業に集中できる環境を整備する」ことを目標に、学校生活を楽しく送ることができる環境の醸成を柱とし、主に以下の事業に取り組んでいる。

○メンタルヘルスカウンセリング事業

複雑化・深刻化する青少年問題（不登校・いじめ・暴力等）に対応するため、児童生徒及びその保護者、教職員への相談・支援を行う。

※平成 24 年度教育相談実績（来所相談、電話相談、アフターケア、教職員のメンタルヘルス、コンサルテーション、学習支援等で延べ 6,356 回）

○教育相談支援事業

不登校又は不登校傾向の児童・生徒、及びその保護者への支援を充実させる目的で、小中学校に教育相談支援員を配置する。

※平成 24 年度相談支援件数及び回数（件数は、不登校、休みがちな子、落ち着きのない子、

暴力的な子等で 1,093 件。回数は、登校支援、家庭訪問、相談室等で支援、保護者支援等で 20,430 回。)

○適応指導教室事業（あけもどろ学級）

不登校の児童生徒に対して、教育相談、集団適応、学習指導を組織的・計画的・継続的に行うことにより、自立心を高め、社会性を身につけさせ、在籍校へ復帰支援させることを目的とする。

※平成 24 年度までの入級状況（平成 2 年度から平成 24 年度までの過去 22 年間の入級者数は延べ 326 人。なお平成 24 年度の入級者数は 4 人。）

○学校サポートチーム支援員活用事業（きら星学級）

遊び・非行傾向の不登校等で学校外での指導や相談を必要とする児童生徒に対し、日中の居場所を確保し、学校や社会への適応の促進や将来の社会的自立に向けた支援等を行うことを目的とする。

※平成 24 年度の実績（通級支援 13 人、一時支援 1 人、集中支援 3 人、学校支援 3 人、宿泊体験 6 人、職場体験 3 人等）

○街頭指導事業

非行の未然防止と早期発見・早期対応のため、専任指導員を中心に、青少年の問題行動がよくみられる繁華街、公園、ゲームセンター、学校周辺等での巡回指導を行う。

※平成 24 年度の実績（指導した青少年の人数は 2,456 人。指導内容は、夜遊びが約 8 割を占め、ほか怠学、喫煙、飲酒、不健全娯楽等。）

（４）施設の現況

教育相談課は、真和志庁舎の 3 階及び 4 階に設置され、下記の各室が配置されており、1,212 m²の規模となっている。

- ・事務室（※本務職員、研究員、臨時・非常勤職員が在勤し、計 35 人配置。職種は、行政事務、指導主事、臨床心理士、専任指導員その他。）
- ・あけもどろ学級 ・きら星学級 ・学習支援室 ・つくし学習室
- ・電話相談室 ・相談室（4 室） ・会議室 ・小会議室
- ・プレイルーム ・倉庫 ・トイレ ・その他

（５）現状と課題

教育相談課が設置されている真和志庁舎は、建設から長期間経過し、建物の老朽化が進んでいる。また、もともと相談施設として整備されたものではない施設を利用していることから機能面でも十分とは言えない状況にある。教育相談課において、支援を受ける子どもたちの学習環境改善の観点からも早急に施設整備に取り組んでいく必要がある。

（６）施設整備のあり方

教育相談施設の今後の施設整備のあり方のまとめとして、教育相談施設では、（３）の事業等に取り組み充実させるうえで、（４）の現有施設のスペースを確保することは必要不可欠である。

今回の教育相談施設の整備を進めるにあたっては、他の教育関連施設等との連携及び共有を図りながら、不登校対策や教育相談支援体制等の更なる充実や対応策の検討が期待される。

本市では小学校及び中学校に教育相談支援員を配置してきた。そのような中で、不登校対策等への取組を教育相談支援員だけではなく、児童生徒の最も身近にいる教職員と連携しながら、教育相談体制を整えることにより、学校教育相談の機能が充実され则认为。このことから、教職員の研修を所管する教育研究所と連携した施策は大変重要であり、相互施設の連携及び共有により、より拡充した施策展開が期待される。

4. 人材育成拠点施設整備としての複合化の可能性について

本章では、これまで生涯学習センター（仮称）整備基本構想、教育研究所の施設整備のあり方及び教育相談施設の整備のあり方について述べてきた。

ここでは、効率的な施設活用の観点と学校教育と社会教育の連携・融合の観点から、これらの施設の複合化について検討する。

（１）生涯学習センター、教育研究所及び教育相談施設の複合化の検討

施設を複合化することにより、次のような効果が期待できる。

1) 生涯学習センターと教育研究所

教育研究所においては、中核市移行による法定研修のためのスペースの整備等が必要となっているが、生涯学習センターと複合化することにより関連する施設との共同利用等、有効活用を図ることができる。

図書館（室）の一部共有化により、図書管理システムの統合や教育関係資料に特化したコーナーの設置、現在それぞれで実施している資料の搬送システムの効率化が図られ、充実した資料・情報の提供ができる。

2) 生涯学習センターと教育相談施設

教育相談施設では、30人規模の課内会議や100人規模の研修のためのスペースが必要であるが、生涯学習センターと複合化することにより関連する施設との共同利用等、有効活用を図ることができる。

子どもたちの体験活動等における公民館・図書館の各種団体・ボランティア等の活用が期待できる。また、学習支援事業等における高校受験や進学対策に向けた図書館蔵書の活用等での連携の可能性がある。

3) 教育研究所と教育相談施設

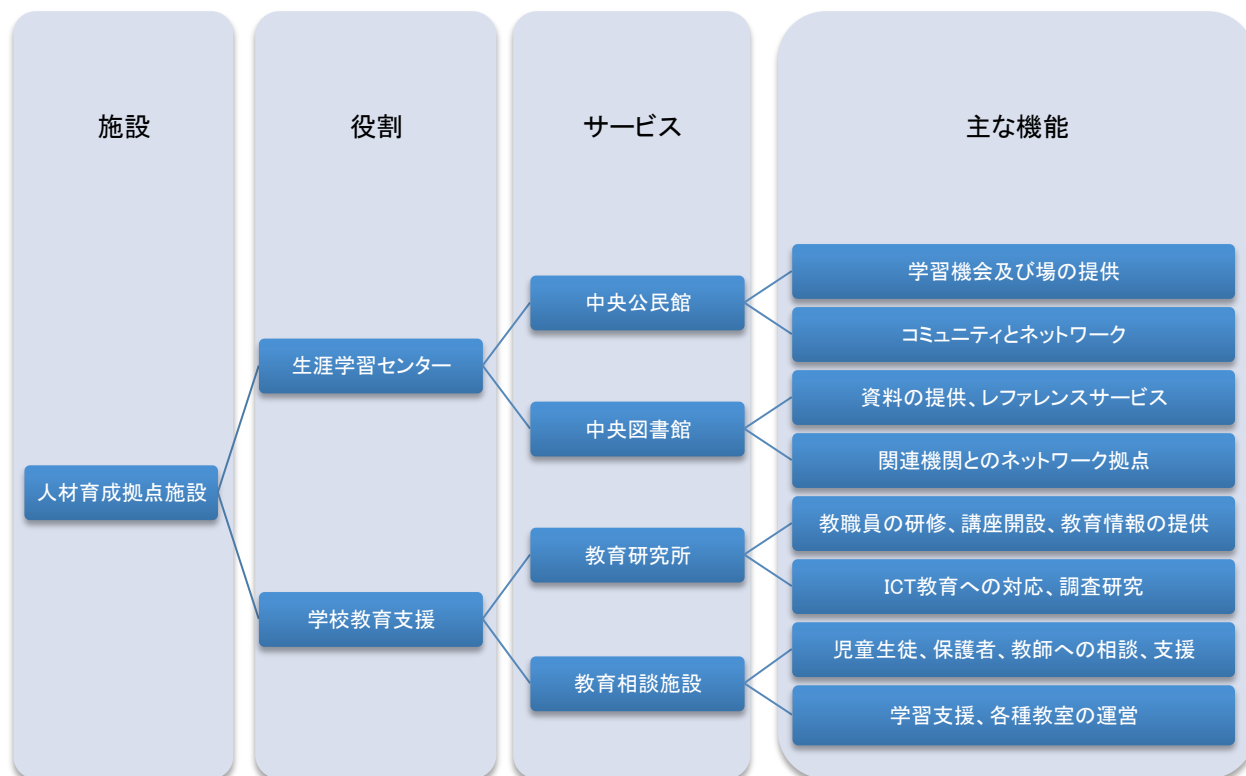
全国的にも教育研究所の組織は、教育相談業務を所管している自治体が多く、教育相談に関する調査・研究が進んでいる。本市においても教育研究所及び教育相談施設の複合化により、教育相談業務の更なる充実や展開が期待される。

教育研究所においても不登校対策等について、相談業務専門員のノウハウを活かした研修を実施する等、研修内容の充実が期待される。

4) 財政負担等

市域狭隘な本市においては、施設用地の選定、さらには用地取得費を含む施設整備に係る財政負担への対応が課題となってくる。施設の複合化により、用地を有効に活用し各施設を効率的に集約化することが可能になり、用地に係る課題の解消・財政負担の軽減化が期待できる。

＜那覇市人材育成拠点施設の役割と主な機能＞



5. 人材育成拠点施設の実現に向けて

生涯学習センター、教育研究所及び教育相談施設の施設複合化の相乗効果により、各施設相互の連携・協力の更なる推進が図れること、また、用地の有効活用や会議室、研修室、図書室等、共有できる施設の集約化が図られ、効率的・経済的な施設整備が可能になる等の確認ができた。

しかし、現在の中央公民館・図書館の敷地は狭隘な状況にあり、現敷地面積では、これらの施設を集約し人材育成拠点施設を整備することは困難な状況にある。さらに、人材育成拠点施設は、市全域から市民等が利用する施設であることから、一定規模の駐車場整備も必要不可欠であり、施設整備実現のためには新たな用地の確保が必要となってくる。

本構想における施設整備の検討は、具体的な用地の規模等が決まっていない状況のもとでの検討である。

したがって、実現に向けての基本計画等においては、用地等具体的な条件のもと、その時点での社会状況や本市の財政負担等を踏まえて、人材育成拠点施設としての複合化を検討することが必要である。

また、複合施設の整備については、周辺の都市経営に与えるインパクトも大きいことから、民間活力の活用も視野に入れた多様な整備手法の検討や他の施設との複合化の検討など、十分な精査を行い、学社連携・融合した拠点施設として、市民に親しまれ喜ばれる人材育成拠点施設建設の実現をめざしていく。